

●補助対象経費に関する質問（Q&A）

【報償費・旅費】

令和 7 年 5 月12日現在

No.	質問	回答
1	補助員の名前と領収書の名前が一致している必要がありますか？	領収書は受け取る人の名前で作成してください。
2	補助員の一括領収書については補助員の印鑑は不要か？	補助員および代表者の印鑑も不要とします。（「補助員用領収書」修正済） ※ただし代表者氏名は必ず自筆であること。
3	競技役員の報償費・旅費について、署名があれば印が不要とあるが、前もって名前等を印刷しておきそこに押印してもらうという形をとってもよいか？	<u>※印刷した氏名に押印で証明することは不可とします。</u> （←4/25 競技団体事務担当者会議にて押印可と回答しましたが、日本スポーツ協会に確認したところ不可と回答あり。） 領収書には住所（ <u>番地まで</u> ）及び氏名の記入が <u>必須</u> です。 氏名は必ず自筆 としてください。（住所は事前印刷可）
4	補助員に関しては「対象経費執行基準」によると旅費への補助はないという認識でよいか？	そのとおりです。（前回大会と同様） ・（助成対象経費基準表「※補助員に旅費のみを支払う場合は…」は記載誤りのため削除。「助成対象経費基準表」修正済み） ・（一括領収書に記載の「但し補助員交通費として」の「交通費」は記載誤り。正しくは「報償費」です。一括領収書修正済み）
5	一般の係員などは競技役員、高校生は補助員という認識でよいか？	役割に応じて各競技団体で区分してください。
6	高校生に審判をさせたら競技役員となるのではないか？	その場合は競技役員とみなしてもらって差し支えない。

7	県外開催時の競技役員の扱いはどのようになりますか？	報償費：「対象経費基準」のとおり。 旅 費：開催会場で判断します。 例えば大阪の競技役員の会場地が大阪府の場合は旅費区分は県内役員扱い、その他の参加府県の競技役員は県外役員扱いとなります。
8	報償費及び旅費について、大会日の前に準備で来てもらう場合には支払いはできるのか？	競技運営上必要な前日準備等を含めていただいてよい。
9	(旅費・謝金 領収書)の記載例について、〇駅～〇駅や県補助分〇円、競技団体負担分〇円など一人ずつ調べて記載する必要があるのか。	旅費は実費弁済もしくは補助上限額のどちらか安い金額となるため、それが分かるように報告してください。
10	「交通費不要」の申し出があった場合の処理方法は？	請求実績がない場合の報告は不要です。
11	医師・看護師について、予算書や決算書の書き方を教えてください。	予算書及び決算書には医師・看護師をカッコ書きで記載して、総計には含めず作成してください。
12	医師・看護師の「就業証明書」とはどのようなものですか？	大会当日に就業した事実を各競技団体で証明いただくための様式です。 様式についてはHPで掲載します。
13	競技役員・補助員の源泉徴収方法について教えてください。	源泉徴収については各競技団体で所管税務署の指導に基づき適切に処理してください。 ※ただし、実績報告書提出時点での「報酬・料金等の所得税徴収高計算書(写)領収書」の提出は求めません。
14	医師・看護師の源泉徴収方法（補助上限額超過の場合）について教えてください。	例えば医師の報償費を5万円とした場合 実行委員会支払→30,000円＋旅費は源泉徴収して支払 実施競技団体支払→20,000円(補助対象外・上限額超過分) 源泉徴収する場合は差し引いた額での支払（実行委員会支払分と分けて支払うこととし領収書は競技団体支払分ごとに作成） ※上限額超過分は各競技団体での源泉徴収とするか、医師・看護師が自身で申告を行う(この場合、医師・看護師に団体では源泉徴収を行わない旨お伝えください。)かいずれかの方法で処理してください。

15	旅費欄の単位のところ「1人」と記載されているが、「1日(1人)」の認識でよいか？	「1日(1人)」でお願いしたい。（「対象経費執行基準」修正済）
----	--	---------------------------------

【使用料及び賃借料】

16	・ 機材、器具の借り上げについて、扱っている業者が1社しかない場合は見積書等はどうしたらよいか？ ・ 輸送も含めて別団体から賃借するため見積を取ることができない場合はどうしたらよいか？	・ 補助金交付申請時点で明確な場合は、補助金交付申請書と合わせて、その理由を付した申出書（任意様式）を作成し実行委員会に提出してください。 ・ 見積徴収時点で判明した場合は、速やかに実行委員会に問い合わせ、回答を得るようにしてください。 ※実行委員会が必要経費となるか判断します。
17	No.16の書類を提出して承認をもらうまで借り上げできないということか。	借り上げは可能ですが、上記No.16の手続き後、実行委員会の回答により補助対象外となる場合もあります。
18	物品等を購入した際、ネット通販、クレジットカードや購入店、ポイントサイト等へのポイントが付与されるような場合は補助対象経費に影響はありますか？	付与されたポイントの金額換算分については、補助対象経費とはなりません。 その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として計算します。

【補足】

1	消耗品について	・ 1品の取得価格又は評価額が10万円未満のものは消耗品とします。 ※ただし、1件の契約額が10万円以上のものについては2社以上の見積合せにより業者を決定すること。（分割発注は禁止とします。） ・ 見積業者が1社しか無い場合の取り扱いについては、【使用料及び賃借料】No.16,No.17を準拠します。
2	使用料及び賃借料について	機材運搬用のレンタカー代は対象経費が分かるように別途記載すること。